

## 独立行政法人日本貿易保険の財務及び会計に関する省令

平成13年3月29日 経済産業省令第104号

沿革 平成15年 3月31日 経済産業省令第49号

同 16年 9月9日 同 第91号

同 17年10月28日 同 第100号

### (会計の原則)

第1条 独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第37条の規定により定める独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）の会計は、この省令の定めるところによるものとし、この省令に定めないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2 金融庁組織令（平成10年政令第392号）第24条第1項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

3 平成11年4月27日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準（以下「独立行政法人会計基準」という。）は、この省令に準ずるものとして、第1項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。

### (財務諸表)

第2条 日本貿易保険に係る通則法第38条第1項に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算とする。

### (貸借対照表及び損益計算書の様式)

第3条 日本貿易保険に係る貸借対照表及び損益計算書は、別紙様式により作成しなければならない。

### (財務諸表等の閲覧期間)

第4条 日本貿易保険に係る通則法第38条第4項に規定する主務省令で定める期間は、5年とする。

### (責任準備金)

第5条 日本貿易保険は、毎事業年度末において、貿易保険の保険契約又は貿易保険法（昭和25年法律第67号）第13条第2項の規定により再保険を引き受けた契約（以下「保険契約等」という。）に基づく将来における債務の履行に備えるため、収入保険料のうち、保険契約等に定めた保険期間のうち事業年度末においてまだ経過していない期間に対応

する責任に相当する金額として経済産業大臣が定めるところにより算定した金額を責任準備金として積み立てなければならない。

(支払備金)

第6条 日本貿易保険は、毎事業年度末において、次に掲げるものの支払のために必要な金額として経済産業大臣が定めるところにより算定した金額を支払備金をして積み立てなければならない。

- 一 支払の請求を受けた保険金若しくは再保険金（以下「保険金等」という。）又は被保険者が損失を防止若しくは軽減するために要した費用であって、費用として計上していないもの
- 二 支払事由の発生に係る通知を受けた保険金等であって、その支払の請求を受けていないもの
- 三 支払事由が発生することが確実であると認められる保険金等であって、その支払事由の発生に係る通知を受けていないもの

(保険代位債権等)

第7条 日本貿易保険は、次に掲げる債権については、経済産業大臣が定めるところにより算定した金額を保険代位債権等として計上することができる。

- 一 保険金等の支払に関して取得した外国の政府、地方公共団体若しくはこれらに準ずるもの、外国法人又は外国人に対する債権
  - 二 前条各号に掲げる保険金等の支払に関して取得することが見込まれる外国の政府、地方公共団体若しくはこれらに準ずる者、外国法人又は外国人に対する債権
  - 三 保険契約者又は被保険者から譲り受けた外国の政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者に対する債権（貿易保険の保険契約に関するものに限る。）
- 2 日本貿易保険は、前項の規定により保険代位債権等を計上したときは、経済産業大臣が定めるところにより算定した金額を貸倒引当金として計上しなければならない。

(短期借入金の許可の申請)

第8条 日本貿易保険は、通則法第45条第1項ただし書の規定により短期借入金の認可を受けようとするとき、又は同条第2項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 借入れを必要とする理由
- 二 借入金の額
- 三 借入先
- 四 借入金の利率
- 五 借入金の償還の方法及び期限
- 六 利息の支払の方法及び期限

## 七 その他必要な事項

### 附則

(施行期日)

第1条 この省令は平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 独立行政法人通則法等の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成12年政令第326号。以下「整備等政令」という。）第36条第4項第1号に掲げる財産に係る損益の計算は、特別利益及び特別損失に計上して行うものとする。

ただし、当該財産のうち貿易保険法の一部を改正する法律（平成11年法律第202号）附則第7条第3項の規定による評価がされていないものについて、同法の施行後初めて価額を評価した場合には、その評価した価額は、資本剰余金として計上するものとする。

第3条 整備等政令第36条第4項第1号に掲げる財産については、経済産業大臣が定めるところにより計算した金額を保険代位債権等又は未収収益として計上するものとする。

2 前項の規定により保険代位債権等又は未収収益として計上した金額から貿易保険法の一部を改正する法律附則第7条第3項の規定により評価した価額を控除した残額は、貸倒引当金として計上するものとする。

附則（平成15年3月31日省令第49号）

この省令は、平成15年3月31日から施行する。

附則（平成16年9月9日省令第91号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成17年10月28日省令第100号）

この省令は、公布の日から施行する。

別紙（第3条関係）

第1 貸借対照表

（ 年 月 日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預金		支払備金	
金銭の信託		責任準備金	
有価証券		共同保険借	
保険代位債権等		再保険借	
未収収益		貿易保険債券	
未収保険料		借入金	
共同保険貸		預り金	
再保険貸		前受収益	
建物		未払金	
器具備品		仮受金	
未収金		賞与引当金	
預託金		退職手当引当金	
仮払金		その他の負債	
その他の資産		負債の部合計	
貸倒引当金	△	(資本の部)	
		資本金	
		政府出資金	
		資本剰余金	
		利益剰余金（又は繰越欠損金）	
		積立金	
		当期末処分利益	
		（又は当期末処理損失）	
		（うち当期総利益又は当	
		期総損失）	
		利益剰余金（又は繰越欠	
		損金） 合計	
		資本の部合計	
資産の部合計		負債及び資本の部合計	

（記載上の注意）

- 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一の種類資産又は負債でその金額が資産総額の100分の1を越えるものについては、その資産又は負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
- 平成11年4月27日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準に基づき、必要な会計情報を注記すること。

第2 損益計算書

( 年 月 日から 年 月 日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

	科 目	金 額
経常 損益の 部	経常収益	
	保険引受収益	
	正味収入保険料	
	支払備金戻入額	
	責任準備金戻入額	
	保険代位債権等利息収入	
	資産運用収益	
	受取利息	
	有価証券売却益	
	有価証券償還益	
為替差益		
その他		
その他の経常収益		
経常 損益の 部	経常費用	
	保険引受費用	
	正味支払保険金	
	支払備金繰入額	
	保険金回収見込額等	△
	責任準備金繰入額	
	資産運用費用	
	有価証券売却損	
	有価証券評価損	
	有価証券償還損	
	為替差損	
	事業費及び一般管理費	
	その他	
支払利息		
その他の経常費用		
	経常利益（又は経常損失）	
特別 損益の 部	特別利益	
	被出資債権等に関する利益	
	その他特別利益	
	特別損失	
被出資債権等に関する損失		
その他特別損失		
	当期総利益（又は当期総損失）	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。

- (1) 正味収入保険料の計算上差し引かれた支払再保険料の金額
- (2) 正味支払保険金の計算上差し引かれた回収再保険金の金額
- (3) 保険金回収見込額等の内訳

- 2 法令等に基づき、又は損益の状態を明らかにするため必要があるときには、この様式に掲げてある科目を細分化し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 3 平成11年4月27日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準に基づき、必要な会計情報を注記すること。